

平成 28 年度（平成 29 年 3 月 31 日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 及 び 預 貯 金	5,740	保 険 契 約 準 備 金	5,013
現 金	0	支 払 備 金	198
預 貯 金	5,740	責 任 準 備 金	4,815
有 価 証 券	-	代 理 店 借	13
有 形 固 定 資 産	85	再 保 険 借	60
建 物	45	そ の 他 負 債	393
リ ー ス 資 産	-	未 払 法 人 税 等	5
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	40	未 払 金	26
無 形 固 定 資 産	34	未 払 費 用	316
ソ フ ト ウ ェ ア	34	預 り 金	3
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	-	リ ー ス 債 務	-
再 保 険 貸	89	資 産 除 去 債 務	17
そ の 他 資 産	2,870	仮 受 金	24
未 収 金	1,319	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	8
前 払 費 用	28	価 格 変 動 準 備 金	0
未 収 収 益	-	繰 延 税 金 負 債	-
預 託 金	40	負債の部合計	5,490
仮 払 金	0	（ 純 資 産 の 部 ）	
保 険 業 法 第 113 条 繰 延 資 産	1,481	資 本 金	9,750
そ の 他 の 資 産	0	資 本 剰 余 金	8,590
繰 延 税 金 資 産	504	資 本 準 備 金	8,590
貸 倒 引 当 金	-	利 益 剰 余 金	△ 14,506
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 14,506
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 14,506
		株 主 資 本 合 計	3,834
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	-
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	-
		純 資 産 の 部 合 計	3,834
資産の部合計	9,324	負債及び純資産の部合計	9,324

【注記】

1. 会計方針に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（平成28年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産の減価償却の方法

利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

(3) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(4) 役員退職慰労引当金の計上方法

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

(7) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）により計算しております。

(8) 保険業法第113条繰延資産の償却方法

保険業法第113条繰延資産の償却方法は、定款の規定に基づき償却しております。

2. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、負債の特性やキャッシュフローの状況を踏まえ、流動性を重視しつつ安定的な利息収入を得ることを目指しております。こうした認識に基づき、具体的には、必要な現預金を維持することを主眼としております。

資金調達に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき関連部門が適時に将来キャッシュフロー分析を行い、必要な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	5,740	5,740	—

(注) 現金及び預貯金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
該当する事項はありません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額（リース資産含む）は 39 百万円であります。
4. 関係会社に対する金銭債権の総額は 1,203 百万円、金銭債務の総額は 7 百万円であります。
5. 繰延税金資産の総額は、1,492 百万円、繰延税金負債の総額は、421 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、566 百万円であります。なお、繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、営業権 792 百万円、繰越欠損金 489 百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、保険業法第 113 条繰延資産 418 百万円であります。

当年度における法定実効税率は 28.24%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増減額△1.81%、税率差異の増減額△0.63%であります。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 85 号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 86 号）が平成 28 年 11 月 18 日に成立したことに伴い、地方法人税の税率改正の実施時期も平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度に延期されました。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありませんが、国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が 22 百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

6. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 7 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 42 百万円であります。
7. 1 株当たりの純資産額は 5,948 円 77 銭であります。
8. 保険業法第 113 条繰延資産の額は、1,481 百万円であります。
9. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 32 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
10. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成 28 年度 { 平成 28 年 4 月 1 日から } 損益計算書
 平成 29 年 3 月 31 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	3,672
保 険 料 等 収 入	3,652
保 険 料	3,415
再 保 険 収 入	237
資 産 運 用 収 益	0
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	0
預 貯 金 利 息	0
そ の 他 経 常 収 益	19
支 払 備 金 戻 入 額	15
そ の 他 の 経 常 収 益	4
経 常 費 用	7,305
保 険 金 等 支 払 金	1,569
保 険 金	778
年 金	40
給 付 金	450
解 約 返 戻 金	76
そ の 他 返 戻 金	0
再 保 険 料	222
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	1,165
支 払 備 金 繰 入 額	-
責 任 準 備 金 繰 入 額	1,165
資 産 運 用 費 用	0
支 払 利 息	0
事 業 費	3,039
そ の 他 経 常 費 用	1,531
税 金	17
減 価 償 却 費	32
保 険 業 法 第 113 条 繰 延 資 産 償 却 費	1,481
そ の 他 の 経 常 費 用	-
経 常 損 失 (△)	△ 3,633
特 別 損 失	-
固 定 資 産 等 処 分 損	-
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△ 3,633
法 人 税 及 び 住 民 税	△ 1,197
法 人 税 等 調 整 額	342
法 人 税 等 合 計	△ 855
当 期 純 損 失 (△)	△ 2,778

【注記】

1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は80百万円であります。
2. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は3百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は10百万円であります。
3. 1株当たりの当期純損失は4,310円3銭であります。
4. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	アクサ生命保険(株)	(被所有)直接100.00%	役員兼任 出向者給与の支払	連結納税に伴う受取予定額	1,203	未収金	1,203
				出向者給与の支払	76	未払費用	7

(注) 価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

(2) 子会社及び関連会社

該当する事項はありません。

(3) 兄弟会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	アクサ損害保険(株)	-	カスタマーサービス業務委託 代理店	カスタマーサービス業務委託費	50	未払費用	-
				代理店手数料	19	代理店借	1

(注) 1. 価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めております。

5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。